

善通寺市監査委員公表第4号

平成30年11月9日付け善監委第44号で提出した平成30年度財政援助団体監査（前期）〔体育協会，地区体育振興会，文化協会〕の結果に関する報告に対し，体育協会会長及び8地区体育振興会会長から措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成30年12月7日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 林野忠弘

平成30年度財政援助団体監査（前期分）

財政援助団体監査指摘事項の取組について

個別指摘事項

【体育協会指摘事項】

補助金等における概算払いの申請について（平成29年度及び30年度）

善通寺市補助金等交付規則に係る第1号様式（交付申請書）等の記載において、同規則と異なる文言の記載が一部に見られる。

今後、申請をする場合においては、訂正されたい。

【検討結果】

申請書類等一式については、様式等に合致するよう訂正し申請する。

【8 地区体育振興会指摘事項】

① 補助金等における概算払いの申請について（平成29年度及び30年度）

善通寺市補助金等交付規則に係る第1号様式（交付申請書）等の記載において、記載不備が一部に見られる。

今後、申請をする場合においては、訂正されたい。

② 剰余金（繰越金）について

平成25年度定期監査においても指摘したところであるが、多くの地区体育振興会の平成29年度の収支決算書において、市補助金を超える剰余金が見られた。

今後、補助金について、目的に沿った事業に充当する等して、多額の繰越金を発生させないよう留意されたい。

【検討結果】

① 申請書類等一式については、記載内容に不備がないよう確認し申請する。

② 剰余金が発生しないよう事業計画を立てるほか、補助金を超える繰越金が発生する場合は返還する。